

# 不採算品再算定品目について

中医協 薬-3  
23. 7. 27

## 1. 不採算品再算定により、改定前から薬価が引き上げられた品目数の推移

	18年度改定	20年度改定	22年度改定
品目数(成分数)	69(44)	69(48)	38(20)

## 2. 不採算品再算定により、改定前から薬価が引き上げられた品目リスト(22年度改定)

	品目名	成分名	成分収載年月	薬効分類名	主な効能	改定前 薬価	改定後 薬価	学会 要望等	最終 局方品
1	セルシンシロップ0.1%	ジアゼパム	昭和42年以前	催眠鎮静剤、抗不安薬	神経症における不安・緊張・抑うつ	17.5	18.4	○	
2	臭化カリウム	臭化カリウム	昭和42年以前	催眠鎮静剤、抗不安薬	不安緊張状態の鎮静	50.7	67.9	○	局
3	臭化ナトリウム	臭化ナトリウム	昭和42年以前	催眠鎮静剤、抗不安薬	不安緊張状態の鎮静	50.7	73.2	○	局
4	アレピアチン散10%、ヒダントール散10%、フェニトイン散10%「協和発酵」	フェニトイン	昭和42年以前	抗てんかん剤	てんかんの痙攣発作(強直間代発作<全般性発作>、焦点発作<ジャクソン型発作を含む>)	12.2	12.4	○	局
5	アレピアチン錠25mg、ヒダントール錠25mg					12.2	12.9	○	局
6	アレピアチン錠100mg、ヒダントール錠100mg					12.9	13.4	○	局
7	アスピリン シオエ	アスピリン	昭和42年以前	解熱鎮痛消炎剤	急性上気道炎の解熱・鎮痛	24.3	28.7	○	
8	アスピリン「メタル」					25.0	28.7	○	
9	アスピリン「ホエイ」					25.0	28.7	○	
10	アスピリン(山善)					25.0	28.7	○	
11	アスピリン「ヒシヤマ」					25.0	28.7	○	
12	アスピリン「ヨシダ」					27.3	28.7	○	
13	アスピリン「バイエル」					25.0	28.7	○	
14	アスピリン原末「マルイン」					25.0	28.7	○	
15	コートリル錠10mg	ヒドロコルチゾン	昭和42年以前	副腎ホルモン剤	各種炎症	6.5	7.8	○	
16	ノックピン原末	ジスルフィラム	昭和42年以前	習慣性中毒用剤	慢性アルコール中毒に対する抗酒療法	43.7	48.1	○	
17	静注用マグネゾール20mL	硫酸マグネシウム・ブドウ糖	昭和42年以前	鎮けい剤	子癇	298	358	○	
18	大塚糖液5%(他4品目)	ブドウ糖注射液 <5%500mL1瓶>	昭和42年以前	糖類剤	脱水症	125	134	○	局
19	大塚糖液5%(他4品目)	ブドウ糖注射液 <5%500mL1袋>				125	134	○	局
20	大塚生食注(他4品目)	生理食塩液 <500mL1瓶>	昭和42年以前	血液代用剤	細胞外液欠乏時	112	121	○	局
21	大塚生食注(他5品目)	生理食塩液 <500mL1瓶>				112	121	○	局
22	ポリドカスクレロール0.5%注2mL	ポリドカノール	平成18年9月	止血剤	一次性下肢静脈瘤(伏在静脈瘤の本幹を除く)の硬化退縮	628	691	○	
23	ポリドカスクレロール1%注2mL					703	773	○	
24	ポリドカスクレロール3%注2mL					852	937	○	
25	大塚蒸留水(他3品目)	注射用水 <500mL1瓶>	昭和42年以前	溶解剤		122~128	135	○	局
26	大塚蒸留水(他3品目)	注射用水 <1L1瓶>				175~196	207	○	局
27	注射用水	注射用水 <500mL1袋>				128	135	○	局
28	リピオドールウルトラフライド	ヨード化ケシ油脂肪酸エチルエステル	昭和40年11月	X線造影剤	リンパ系撮影	978.0	3,244.0	○	
29	消毒用エタノール(各種)	消毒用エタノール	昭和42年以前	外用殺菌消毒剤	手指・皮膚・手術部位(手術野)の皮膚・医療機器の消毒	9.7~13.0	13.4	○	局
30	ソフラチュール貼付剤10cm	硫酸フラジオマイシン	昭和40年1月	化膿性疾患用剤	外傷・熱傷・手術創等の二次感染、びらん・潰瘍の二次感染	46.4	60.3	○	
31	ソフラチュール<平成22年3月31日経過措置>					46.4	60.3	○	
32	ソフラチュール貼付剤30cm					129.6	168.5	○	
33	ソフラチュール帯<平成22年3月31日経過措置>					129.6	168.5	○	
34	プラスチベース	ポリエチレン樹脂・流動パラフィン	昭和42年以前	軟膏基剤		27.9	39.4	○	
35	石油ベンジン(金田直)	局・石油ベンジン		溶解剤		8.7	9.0	○	
36	ローズ油	統・ローズ油		矯味、矯臭、着色剤		26.5	53.0	○	
37	ゼノンゴールド	キセノンガス(非放射性)		その他の診断用薬(体外診断用薬を除く。)	X線CTを用いた局所脳血流量及び局所脳血流分布の測定	26,352.6	30,975.0	○	
38	ハスレン軟膏0.033%	ジメチルスルホプロピルアズレン		鎮痛、鎮痒、収斂、消炎剤	湿疹、熱傷・その他の疾患によるびらん及び潰瘍	25.4	26.7	※	

※不採算後発品

## <参考>

- 薬価改定において、不採算品目のうち代替薬がない等の理由により、医療上の必要性が特に高い品目に限り引き上げを実施  
(平成12年度薬価改定よりルールを明確化)
- 1. 対象品目選定の基準
  - (1) 同一成分の既収載品が全て不採算 (イ かつ 口)
    - イ 保険医療上の必要性が高いこと
      - ・ 関係学会等から医療上の必要性の観点からの継続供給要請があるもの
      - ・ 日本薬局方収載医薬品であって、薬価基準に1品目のみ収載されているもの (最終局方品) 等
    - 口 薬価が著しく低額であること  
(薬価と市場実勢価格の間との乖離が大きい場合は認められない。)
  - (2) 同一成分の後発医薬品が全て不採算  
患者が継続して後発医薬品を使うことができるよう、先発医薬品が不採算ではなくても、その後発医薬品が全て不採算のため供給困難なもの
- 2. 算定方法  
原価計算方式により算定 (営業利益 = 0 ~ 5%)